

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を 保管している事業者の皆様へ

北海道環境生活部環境局
循環型社会推進課

PCBとは

有機化合物のひとつで、熱に強く、絶縁性に優れ、化学的に安定しているため、熱媒体や絶縁油に使われましたが、その毒性の強さから昭和47年に製造が中止されています。

PCB廃棄物とは、PCBを含んだ油を使用しているもので、高圧トランス、高圧コンデンサなどに使われています。

法律について

平成13年7月15日から「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する法律」（以下「法」という。）が施行になり、事業者の責務が定められ、PCB廃棄物の保管、承継、移動に関して、知事又は政令市（札幌、旭川及び函館市）長への届出が必要になったほか、定められた期間内にPCB廃棄物を保管する事業者はこれを処理することが義務付けられ、守られない場合の罰則規定も設けられました。

PCB廃棄物を保管している事業者がしなければならないこと

次の事項について、所定の様式により知事又は政令市への届出が必要となります。
なお、届出の窓口は、事業場を所管する総合振興局・振興局又は政令市となります。

保管等の届出

【毎年6月30日までに届出】

PCB廃棄物を保管している事業者は、毎年6月30日までに届出を行わなければなりません。

承継の届出

【事実発生から30日以内に届出】

会社の合併、分割などにより保管事業者の地位を承継した場合、30日以内に承継の届出が必要です。

保管事業所変更の届出

【事実発生から10日以内に届出】

営業所廃止や一括管理のため、社内でPCB廃棄物の保管事業場を変更した時は、10日以内に届出が必要です。

保管等の届出は公表されます

事業者の皆様にご提出いただいた「保管等の届出書」については、法に基づき、提出先の総合振興局・振興局などで公衆の縦覧に供する形で公表されますのでご理解願います。

PCB廃棄物に関して注意すること

譲渡の禁止

PCB廃棄物の譲渡や譲り受けは法により禁止されています。別会社への一括集約や他人へ保管を依頼すること、また、建物ごと売却すること等は、譲渡にあたりますので注意が必要です。

保管の注意

PCB廃棄物は、廃棄物処理法上の「特別管理産業廃棄物」にあたりますので、廃棄物処理法で定める保管基準に従って保管する必要があります。

管理責任者

特別管理産業廃棄物であるPCB廃棄物を生ずる（又は保管する）事業場は、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が必要です。

罰則

譲渡の禁止、未届出、虚偽の届出などについて、違反者には最大三年以下の懲役、一千万円以下の罰金またはその併科が科されます。法人に対しても罰金刑が科されます。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管事業者の方が 提出していただくものについて

この件に関するお問い合わせ、届出書等の提出は事業場の所在地
を管轄する総合振興局・振興局の環境生活課まで

◎ 毎年6月30日までに提出していただくもの

- ① 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」（様式第一号（一））
別紙の記入例を参考のうえ、PCBが使われているもので、保管しているもの、処分したもの（処分を委託したものを含む。）、使用しているものなどについて、所定事項を記入のうえ、正副各1部を提出してください。
- ② 「PCB廃棄物の保管管理状況自主点検報告」（様式第1号）の写し
毎年、年2回以上自主点検を行い、報告を取りまとめ、上記①の届出書を一緒に写し1部を提出してください。
- ③ 保管している製品が特定できる写真（整理番号毎）及び保管の状況を確認できる写真
前回提出した上記①に添付していただいた場合で、前回届出時と保管しているものが増えていない場合及び保管の状況に変化のない場合には、提出の必要はありません。

◎ 必要が生じたときに提出していただくもの

- ① 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業場の変更届出書」（様式第二号）
PCB廃棄物を保管している事業場を変更したときは、その日から10日以内に届出を行ってください。
なお、事業場を変更する際には、廃棄物の運搬に関して遵守することがありますので、事前に総合振興局・振興局までご相談ください。
- ② 「承継届出書」（様式第三号）
PCB廃棄物の保管事業者の地位を承継したときには、その日から30日以内に届出を行ってください。
なお、法で禁止されている譲渡と誤解しやすいので、事前に総合振興局・振興局までご相談ください。
- ③ 「特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更・廃止）報告書」（別記様式第34号様式）
PCB廃棄物を含む特別管理産業廃棄物を排出（保管）する事業場については、廃棄物処理法により、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、知事へ報告するが義務付けられています。管理責任者を変更又は廃止したときも同様です。

【お問い合わせ及び届出書等の提出先】

事業場の所在地を所管する総合振興局・振興局又は札幌、函館、旭川の各市までお願いします。

・総合振興局・振興局保健環境部環境生活課

空知☎0126-20-0041 石狩☎011-204-5823 後志☎0136-23-1352 胆振☎0143-24-9576
日高☎0146-22-9253 渡島☎0138-47-9437 檜山☎0139-52-6492 上川☎0166-46-5921
留萌☎0164-42-8432 宗谷☎0162-33-2921 オホーツク☎0152-41-0629 十勝☎0155-27-8527
釧路☎0154-43-9153 根室☎0153-23-6821

・札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課☎011-211-2927

・函館市環境部環境保全対策室環境対策課☎0138-51-0740

・旭川市環境部環境対策課☎0166-25-6369